



～手話言語法制定に向けて～

<http://www.jfd.or.jp/sgh>

手話とは  
何ですか?

ろう者とは  
どういう人々ですか?

手話は日本語と  
どう違うのですか?

ろう学校とは  
何ですか?

ろう学校では手話が  
使われていますか?

A ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語です。

A 耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人々のことです。

A 手話は日本語を音声ではなく、手指や表情に変えて表現していると思われがちですが、手話は日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系をもっている言語です。日本語や英語等さまざまな言語があるように、世界各国でそれぞれ異なる語彙や文法体系を持っているさまざまな手話があります。

A 聴覚に障害のある子どもに対し、その障害に応じた教育的対応や一人一人に応じた専門教育を行う場です。主に幼稚部（幼稚園に相当）、小学部（小学校）、中学部（中学校）、高等部（高校）、高等部専攻科が置かれています。

A いいえ、今まで長い間、ろう学校では手話は禁止されていました。授業だけでなく、ろう児同士が手話で話すことも禁じられていたのです。日本語をろう児に獲得させるため、発音し口の形を読み取ることで話をする口話法教育が行われてきました。

Q 口話法教育には  
問題はなかったのですか？

Q 手話を使って教育をすることに  
どんなメリットがありますか？

Q 手話について  
定めた法律はありますか？

Q 今ある法律では  
不十分ですか？

Q 手話言語法は  
何をめざす法律ですか？

A ろう児は補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが困難であり、話す口形のみを見て話を理解することも非常に難しいのです。そのため、先生の話す内容がよく分からない、先生やろう児との自由なコミュニケーションが妨げられるなど、学力や豊かな人間性、社会性の発達にも重大な影響がありました。

A ろう児が手話で自由にコミュニケーションがとれることによって、先生の話す内容もよく理解でき、周囲との会話もスムーズになり、ろう児の発達に大きく貢献することになります。

A 障害者基本法で言語に手話が含まれると改正されました。また、障害者総合支援法が地方自治体に対して、手話通訳派遣事業を実施することを義務付けています。

A ろう学校での教育に手話を導入する、さまざまな場面で手話による情報保障、手話に対する正しい知識の啓発を行わなければならないことを定める法律はまだありません。また、障害者総合支援法も手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せているために、派遣の範囲が市町村の財政状況によって違ってきます。そのため、ろう者は常に不安を抱えています。

A 手話はろう者にとって母語であることを示し、ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションがとれること、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障され、ろう者が社会的に自由に、生きられることをめざす法律です。

## CASE.1

こう学校で学ぶ子どもたちには…

手話の授業(教科)がありません。  
また手話を使って全ての授業を行っているわけでもありません。



手話言語法が  
制定されれば…

CASE.1 ろう学校に対して、手話を使って教育をしていないの？



1

	月	火	水	木	手話の授業ができました
1	じゅわ	しゃわ	こくご	あんが	
2	さんすう	さんすう	せいか	こく	
3	たいいく	おんがく	たいいく	せいか	
4	せいか	こくご	こくご	しゃわ	

2



3



4

ろう学校の子どもたちは手話で学べ、「手話」の授業も受けられるようになります。

学校には「国語」の授業があります。ろう学校にも「国語」の授業があります。しかし、「手話」の授業はありません。聞こえない私たちろう者の母語である手話についての文法、表現力、歴史、文化などを学ぶ授業がないのです。また、ろう学校の先生全員が手話を使って授業をしている訳ではありません。手話言語法が制定されれば、皆さんのが「国語」で日本語の理解を深めるのと同じように、ろう学校では日本語と手話の二つの言語を授業として学ぶことができるようになります。また、ろう者のことばである手話で授業が受けられるようになり、先生と生徒、および生徒同士のコミュニケーションもスムーズにとれるようになります。

## CASE.2

役所に手話通訳者の派遣を依頼したとき…

依頼の内容に対して、  
役所の判断で通訳者の派遣を  
断られことがあります。



手話言語法が  
制定されれば…



## 様々な場面で手話通訳者が 来てくれるようになります。

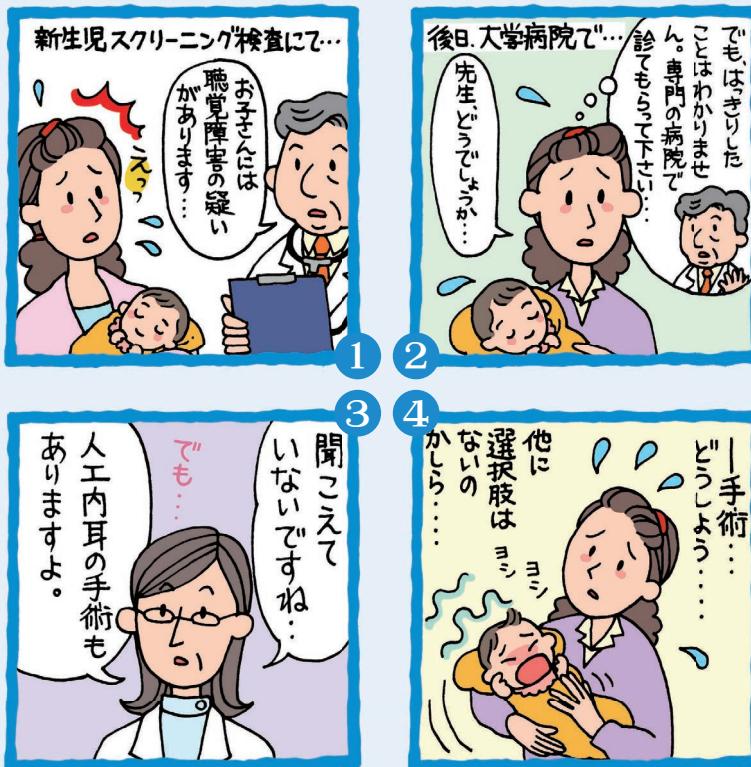
ろう者と聞こえる人たちがコミュニケーションをとるために、手話通訳者派遣事業があります。市町村が主体となって実施していますが、居住地ではない市町村での手話通訳（例えば隣町の大きな病院に行くなど）の利用は自由にできません。ろう者が必要としていても、手話通訳者を派遣するかどうかは実施主体である市町村が判断しているのです。

手話言語法が制定されれば、いつでも、どこでも、どんな内容でも必要とする手話通訳者を派遣してもらうことができます。ろう者だけでなく、聞こえる人もろう者と話したい時に、手話通訳者を派遣してもらえるようになります。

### CASE.3

赤ちゃんが聞こえないと分かったら…

手話に関する情報を、  
提供されることはありません。  
人工内耳\*の手術を勧められます。

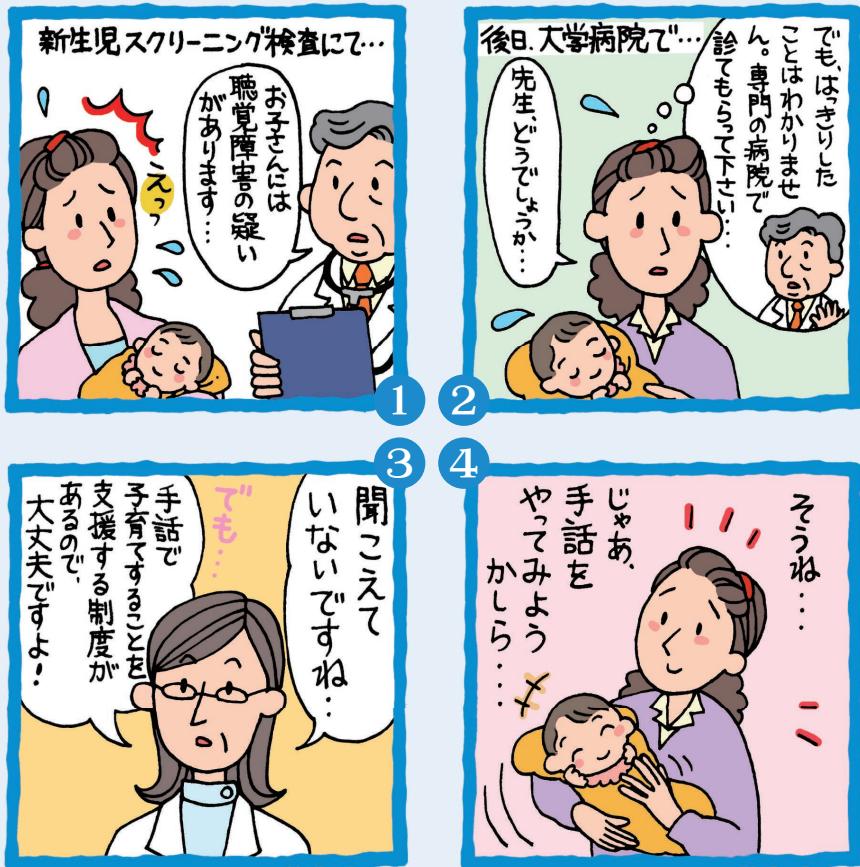


手話言語法が  
制定されれば…

\*人工内耳(じんこうないじ)

耳の中の蝸牛に電極を接触させ、聴神経を刺激することにより聞こえを補助する器具

CASE.3 手話に関する情報を教えてもらえないの？



きこえない赤ちゃんにも手話で育てる環境を提供できるようになります。

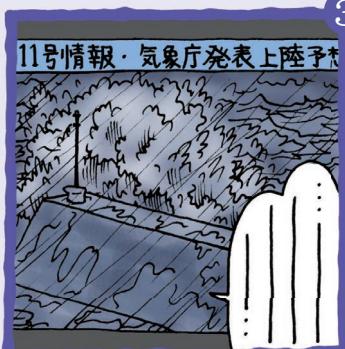
近年、新生児のときに聴覚に異常があるかどうか調べる検査が行われるようになっています。もし聴覚に異常があるとされた場合、医療機関からは補聴器や人工内耳（手術）の情報が提供されますが、手話があること、手話を身につけた成人ろう者のことなどの情報提供、聞こえないことを受け止め、障害を前向きに理解していくための支援がありません。

手話言語法が制定されれば、「聞こえない」ことを受け止め、理解し、手話で子育てをすることの情報提供や支援を受ける選択肢が増えます。

## CASE.4

テレビを観ていて…

重要な放送が急に始まっても、  
きこえないので、正確にはわかりません。  
テロップなどでは、伝わりにくい。



手話言語法が  
制定されれば……



**テレビに手話通訳がつき、自然災害などの情報が直にわかるようになります。**

テレビに字幕のつく番組が増えています。しかし、全ての番組につくようになつていません。手話がつく番組は非常に少ないのです。災害時などの緊急放送等には字幕も手話通訳もつかないので、大切な情報が分かりません。首相や官房長官の記者会見には手話通訳がつくようになりましたが、テレビで放映されるときはカットされてしまいます。

手話言語法が制定されたら、テレビに字幕・手話通訳は義務化され、聞こえない・聞こえにくい多くの人々が安心して情報を得ることができます。災害時など、どんな場面でも手話通訳つきで見ることができます。



# 私たちは手話言語法の 制定をめざしています。

皆さまのご理解とご協力を願いいたします。

皆さんは毎日どのようにコミュニケーションをとっていますか？

大多数の人は声を出し、それを耳で聞くことによって、つまり音声言語（日本では日本語）を使ってコミュニケーションをとっています。

しかし、音声言語のほかにも手や指、体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語＝手話もあることを存じでしょうか。

ろう者は、昔から手話を使ってきました。しかし、法的に手話は言語として認められてきませんでした。そのため、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきました。

2003年、世界ろう連盟の提案により、国連アジア太平洋経済社会委員会で起草された障害者権利条約草案に「『言語』には音声言語と手話が含まれる」ことが盛り込

まれました。そして2006年、この草案を基とした国連障害者権利条約が全ての加盟国により採択され、「手話は言語」であることが世界的に認められ2014年1月に日本も批准しました。日本においても2011年に障害者基本法が改正され「言語に手話を含む」ことが明記されました。これはろう者にとって大きな一步です。

次の一步として必要なことは、「手話は言語」であり、そのことが実際の生活に活かされるようにするための具体的な法整備であり施策です。

私たちは、まず、手話が音声言語と対等な法的地位を認められたことを皆さんに知りたいと思います。そして、学校で「国語」の授業で日本語を学ぶように、私たちろう者は、日本語と手話の二つを対等に学ぶことができること、どこでも気がねなく自由に手話が使える社会環境がつくされることを願っています。また、テレビなどの公共放送では音声言語と同様に手話による情報伝達があること、「いつでも、どこでも、どんな内容でも」対象となる手話通訳制度が求められています。これらを実現するために手話言語法の制定が必要です。

手話は言語であること、そしてろう者は手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使いたいと望んでいることをご理解をいただければ幸いです。手話言語法制定実現に向け、皆さまのご理解とご協力を心からお願い致します。



## 緊急時



## SNS関連語



## あいさつ



(『わたしたちの手話 学習辞典』『新しい手話』シリーズより)

